

富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、自転車乗車中の転倒事故時における頭部への被害軽減及び交通安全意識の向上を図るため、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入する者に対して予算の範囲内において富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和61年富谷町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車に乗車時に着用するもので、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - オ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - カ アからオまでに類する認証等を受けたマークが付与されたもので、市長が認めるもの。
- (2) 使用者 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。
- (3) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者のうち住民基本台帳法の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されているものをいう。

(実施期間)

第3条 この要綱の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者又はその保護者等とする。ただし、保護者等については、使用者のヘルメットの購入に要する経費を負担した場合に限る。

- (1) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (2) ヘルメットの購入日及び第7条に規定する交付申請日において本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者であること。
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する全ての者が、市に納付すべき市税等を滞納していないこと。
- (4) 富谷市暴力団排除条例（平成25年富谷町条例第13号）第2条に規定する暴力団員でない者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年4月1日以後に購入した使用者1人当たりヘルメット本体1個分の購入費（消費税及び地方消費税を含む。）とし、付属品の購入費、送料等は含まないものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となるヘルメットの購入に係る領収書（申請者名、購入品目、購入金額、領収書発行者名及び購入日の記載があるもの。）の写し
- (2) 第2条第1号に掲げる認証等の確認ができるもの
- (3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての者の住民票の写し（市長が住民票を確認することについて、申請者が同意した場合は不要）
- (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての者の納税証明書（市長が納付状況を確認することについて、申請者及び同一世帯員が同意した場合は不要）
- (5) 補助金の振込先が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が未成年者であるときは、前項の申請をするに当たっては、保護者等の同意を得なければならない。

3 補助金の交付申請をする際、申請者以外の成年者が含まれるときは、当該成年者の委任状（様式第2号）を添付するものとする。

4 前3項の規定による申請書の提出を受けたとき（次条の規定により、補助金の交付の決定をした場合に限る。）は、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは、富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）を、不交付を決定したときは、富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）をそれぞれ申請者あて通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定の通知をしたときは、申請者が指定した口座への振込により、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年度から令和8年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

年 月 日

富谷市長 あて

申請者
住 所 富谷市
氏 名
連 絡 先 印

富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼交付請求書
富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第 7 条の規定により，次のとおり補助金を申請
します。
また，補助金の交付が決定された場合には，補助金を請求します。

交付申請額及び交付請求額 金 円

ヘルメット使用者		購入したヘルメット			交付申請額 ※ 3
氏 名	続柄 ※ 1	メーカー	安全基準 ※ 2	購入額(税込)	
振込口座	金融機関名		支店名		
	種 別	普通 ・ 当座	口座番 号		
	フリガナ				
	口座名義				
確認の上， □に✓をし てください	☐ 世帯全員に関する住民基本台帳及び市税の納付状況について，市が調査することに 同意します。 ※同一世帯員で納税義務のある方については，委任状(様式第 2 号)の提出が必要となり ます。				

- ※ 1 続 柄：申請者からみた続柄（本人，父，母，子 など）
※ 2 安 全 基 準：SG，JCF，CE など
※ 3 交付申請額：ヘルメット購入額（税込）の 1/2（100 円未満切捨）。上限 2,000 円

【申請者が未成年の場合の保護者等の同意欄】

上記の者の申請に同意します。

住 所：_____

氏 名：_____（自署）

電話番号：_____

誓約事項（申請には、次の全ての事項を確認し、同意欄にチェックが必要です。）

同意欄	
☐	私は、富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金の交付申請に関して、次のとおり誓約致します。
1 ヘルメットの使用者は、過去にこの補助金の交付を受けていません。 2 申請者及びヘルメット使用者は、富谷市暴力団排除条例（平成25年富谷町条例第13号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。 3 購入したヘルメットは、使用者本人が着用し、転売、譲渡等を目的としたものではありません。 4 購入したヘルメットは新品であり、中古品ではありません。また、安全基準の認証を受けているものです。 5 補助金交付後、この補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。 6 この書類等により市が入手する個人情報に関し、他の自治体との情報共有及びこの補助金の目的の範囲内において使用されることについて同意します。	

添付書類	(1) 補助対象ヘルメットの購入に係る領収書（申請者氏名、購入品目等が明記されているもの）の写し。 (2) 補助対象ヘルメットの安全認証が記載されている取扱説明書又はカタログ等の写し。 (3) 世帯に属するすべての者が記載されている住民票の写し。（住民基本台帳の調査に同意している場合は不要） (4) 市税の納税証明書。（納税状況の調査に同意している場合は不要） (5) 申請者の振込口座通帳等の写し。
------	---

委 任 状

年 月 日

富谷市長 あて

私は、次の者に下記の権限を委任します。

受任者 住所 _____

氏名 _____

記

富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金の交付手続き（納税状況の調査を含む。）に関する一切の行為

委任者 住所 _____

氏名 _____（自署）

委任者 住所 _____

氏名 _____（自署）

委任者 住所 _____

氏名 _____（自署）

委任者 住所 _____

氏名 _____（自署）

富谷市（総）指令第 号
年 月 日

様

富谷市長



富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富谷市自転車用ヘルメット購入補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金購入補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の名称 富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金
- 2 交付決定額 金 円

第 号
年 月 日

様

富谷市長



富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富谷市自転車用ヘルメット購入補助金については、下記のとおり不交付とすることに決定したので、富谷市自転車用ヘルメット購入費補助金購入補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富谷市を被告として（訴訟において富谷市を代表する者は富谷市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。